津地方法務局を訪問しました

近年、国会では差別や偏見のない社会を目指して議論が行われ、人権に関する法律が次々と成立しています。その中で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※1」(障害者差別解消法)が平成28年4月1日に施行、特定の人種や民族への差別を解消するため「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律※2」が平成28年6月3日に施行、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に公布・施行されました。今回のあけぼのでは、津市にある津地方法務局を訪問し、施行されて1年を経過した「部落差別解消推進法」の趣旨や取り組みについてお聞きしました。



A 不動産の登記や会社・法人登記、戸籍・国籍、供託、人権擁護、訟務など、さまざまな 業務があります。

Q2 平成28年12月に、「部落差別解消推進法」という法律ができましたが、「部落差別」って、今もあるのですか?

A 正式には「部落差別の解消の推進に関する法律」と言います。この法律にも記されているように、現在もなお部落差別は存在しています。この法律の目的は、簡単にいえば、現在もなお部落差別が存在することを踏まえて、部落差別のない社会を実現することなんです。



Q3 どんなことが起こっているんですか?

A 結婚における差別、差別発言、差別落書きなどが報告されています。また、最近は情報化の進展とともに状況も変わってきており、インターネットを使った人権侵害も起きています。

4 そのようなことをなくすために、何が必要ですか?

A 人権擁護機関では、本法施行前から、同和問題に関する差別意識の解消のため、「同和問題(部落差別)に関する偏見や差別をなくそう」を啓発活動年間強調事項の一つとして掲げ、引き続き人権啓発および人権相談などを適切に行うべきものと考えています。

